

南シナ海仲裁判断の意義——国際法の観点から

東北大学大学院法学研究科准教授 西本 健太郎

- I はじめに
- II 事件の経緯及び当事者の主張
 - 1 事件の経緯
 - 2 フィリピンの主張
 - 3 中国の主張
- III 仲裁判断の内容
 - 1 管轄権及び受理可能性に関する判断（2015 年 10 月 29 日）
 - 2 本案判断（2016 年 7 月 12 日）
 - (1) 「九段線」及び歴史的権利に関する中国の主張（申立 1 及び 2）
 - (2) 南シナ海に存在する地形の地位（申立 3～7）
 - (3) 南シナ海における中国の活動（申立 8～13）
 - (a) フィリピンの EEZ・大陸棚における主権的権利の妨害（申立 8）
 - (b) フィリピンの生物資源の中国国民による開発防止の懈怠（申立 9）
 - (c) スカボロー礁における伝統的漁業に関する中国の行動（申立 10）
 - (d) 海洋環境の保護・保全の懈怠（申立 11 及び 12(b)）
 - (e) ミスチーフ礁の占拠及び同礁における建設活動（申立 12(a)及び(c)）
 - (f) 危険な態様での法執行船の運航（申立 13）
 - (4) 両国間の紛争の悪化または拡大（申立 14）
 - (5) 両国の将来の行動（申立 15）
- IV 比中間の紛争解決に対する仲裁判断の寄与
 - 1 「海域に対する権原」に関する紛争
 - 2 南シナ海紛争の「最終的な解決」に向けた寄与
 - (1) 共同資源開発による紛争の解決・棚上げの排除
 - (2) 島を基点とする EEZ・大陸棚の否定
 - 3 仲裁判断における 121 条の解釈
 - (1) 島（1 項）と岩（3 項）の関係
 - (2) 3 項の規定内容
- V おわりに

I はじめに

2016年7月12日、国連海洋法条約¹附属書Ⅶの下で設立された仲裁裁判所は、南シナ海に関するフィリピンと中国との間の事件について、その仲裁判断を下した²。本稿は、南シナ海における比中間の紛争にとってこの仲裁判断が持つ意義について、国際法の観点から検討を加えることを目的としたものである。そのために、まず、フィリピンが比中間の紛争をどのようなものとして仲裁手続に付託し、それに対して仲裁裁判所がどのような判断を下したのかを整理する。その上で、仲裁判断の結論及び理由付けが紛争当事国たる比中両国にとってどのような意味を持つのかについて考察する。

本稿で試みるのは、仲裁判断を国際法の観点から内在的に理解することである。中国政府は、フィリピンによる手続開始以降、一貫して仲裁手続を受け入れないとの立場を表明しており、仲裁判断は無効であって中国に対する拘束力はないとも主張している³。仲裁判断を強制的に執行する手段はなく、その履行は紛争当事国の意思にかかっていることから、仲裁判断が比中両国によって自発的に履行される可能性は当初から極めて低かったといえる。その意味で、本稿で比中両国にとって仲裁判断が持つ意義として検討するのは、主として仲裁裁判所がいかに南シナ海紛争の解決に寄与しようとしたかということになる。

もっとも、仲裁判断の対象の一つであるスカボロー礁における漁業については、中国政府がその態度を軟化させ、フィリピン政府は仲裁判断を前提としながらも

¹ 以下、単に「条約」という場合がある。なお特に説明のない限り、条文の参照は国連海洋法条約の条文を指す。

² The South China Sea Arbitration (The Republic of Philippines v. The People's Republic of China), Award (12 July 2016), accessed 1 March 2017 at <http://www.pcacases.com/web/view/7>.

³ Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, "Statement of the Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China on the Award of 12 July 2016 of the Arbitral Tribunal in the South China Sea Arbitration Established at the Request of the Republic of the Philippines," accessed 1 March 2017 at http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1379492.shtml; *Ibid.*, "Vice Foreign Minister Liu Zhenmin at the Press Conference on the White Paper Titled China Adheres to the Position of Settling Through Negotiation the Relevant Disputes Between China and the Philippines in the South China Sea," accessed 1 March 2017 at http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/wjbxw/t1381980.shtml.

問題の棚上げを図るなど、仲裁判断は既に現実の比中関係に一定の影響を及ぼしつつあるようにも見える⁴。現実の国際紛争に対して司法的な紛争解決手続が持ちうる影響は、両国間による自発的な判決・判断の履行の場合に必ずしも限定されない⁵。仲裁判断が南シナ海紛争の解決に向けてどのような意義を持つのかについては、今後の展開も踏まえて、長期的な視点で多角的に考察する必要がある。本稿は、そのために必要な基礎的な検討を行うものである。

II 事件の経緯及び当事者の主張

1 事件の経緯

南シナ海では特に 1970 年代以降、中国、フィリピン及びベトナムをはじめとする沿岸国の間で、島嶼の領有権及び周辺海域における権限行使に関する紛争が存在してきた⁶。この紛争を正面から解決するとすれば、まずは島嶼の領有権紛争を複数国間で解決し、さらに海洋境界画定を行う必要があるはずであった。この意味で南シナ海は極めて複雑な紛争である。そしてこの紛争をさらに複雑にしたのは、中国による南シナ海全域への歴史的な権利の主張である⁷。中国では、南シナ海の全域を取り囲む形で九つの破線（いわゆる「九段線」）が描かれた地図が用

4 「「禁漁区」中国に賛同促す 比大統領「仲裁判決は我々側に」」『朝日新聞』2016 年 11 月 26 日朝刊 1 外報面。

5 国際紛争の解決における国際司法裁判所の役割について一般的に論じるものとして、Mariko Kawano, “The Role of Judicial Procedures in the Process of the Pacific Settlement of International Disputes,” *Recueil des Cours*, Vol. 346 (2011), pp. 344-383 参照。

6 本稿では、南シナ海における島嶼の領有権と周辺海域に対する権利の双方をめぐる複数国間の紛争を、仲裁裁判所に付託された紛争とは区別して「南シナ海紛争」と呼ぶこととする。南シナ海紛争の経緯については、堀之内秀久「南シナ海紛争の新展開」島田征夫ほか編『国際紛争の多様化と法的処理』（栗山尚一先生・山田中正先生古稀記念論集）（信山社、2006 年）343 - 362 頁参照。

7 九段線内の海域に対する中国の主張について、坂元茂樹「九段線の法的地位 —— 歴史的水域と歴史的権利の観点から ——」松井芳郎ほか編『21 世紀の国際法と海洋法の課題』（東信堂、2016 年）164 - 202 頁、西本健太郎「南シナ海における中国の主張と国際法上の評価」法学 78 巻 3 号（2014 年）225 - 259 頁参照。

いられており、その意味するところは必ずしも明らかではなかったものの、この範囲内で歴史に基づく何らかの権利を主張するものと理解されていた。マレーシアとベトナムが 2009 年に大陸棚限界委員会に対して大陸棚延長の共同申請を行った際、中国は初めて対外的に九段線が描かれた地図を示しながら自国の権利を主張した⁸。2010 年代に入ると、中国はフィリピン及びベトナムの漁業や海底資源開発を妨害するなど強硬に権利主張を行うようになり、中国と両国間の事件が多発するようになった。さらに、仲裁手続が開始された後の 2013 年末頃から、中国は物理的に支配している 7 つの岩礁において大規模な埋め立て活動を開始し、これは国際社会の注目を集めることになった⁹。

2 フィリピンの主張

フィリピンは 2013 年 1 月 22 日、国連海洋法条約 286 条及び 287 条に基づいて、同条約附属書Ⅶに基づく仲裁手続を開始した¹⁰。フィリピンの最終的な申立は次の 15 点に関する宣言を求めている¹¹。すなわち、①南シナ海における中国の海域に対する権原（maritime entitlements）は、フィリピンの海域に対する権原と同様に、国連海洋法条約によって明示的に許容されているものを超えることはできない。②いわゆる「九段線」に囲まれた南シナ海の海域に対する中国の主権的権利、管轄権及び「歴史的権利」は、中国に対して条約が明示的に認める海域に対する権原の地理的・実体的な限界を超える限りにおいて、条約に違反し無効である。③スカボロー礁は、排他的経済水域（以下、EEZ）及び大陸棚に対する権原を生まない。④ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁及びスビ礁は領海、EEZ 及び大陸棚に対する権原を生まない低潮高地であり、先占その他の方法によって取得可能な地形ではない。⑤ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁は、フィリ

⁸ Note CML/17/2009, dated 7 May 2009, accessed 1 March 2017 at http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/chn_2009re_mys_vnm_e.pdf.

⁹ 南シナ海における埋め立て活動の衛星写真による記録として、Asia Maritime Transparency Initiative, Island Tracker, accessed 1 March 2017 at <https://amti.csis.org/island-tracker/>.

¹⁰ フィリピンの申立については、田中則夫「国連海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁手続——フィリピン v. 中国仲裁手続を中心に」浅田正彦ほか編『国際裁判と現代国際法の展開』（三省堂、2014 年）191 - 212 頁参照。

¹¹ Award, *supra* note 2, pp. 41-42 (para. 112).

ピンの EEZ・大陸棚の一部である。⑥ガベン礁及びマケナン礁（ヒューズ礁を含む）は、領海、EEZ 及び大陸棚に対する権原を生まない低潮高地であるが、それらの低潮線はそれぞれナムイエット島及びシン・カウ島の領海の幅を計測するための基線を決定するために用いることができる。⑦ジョンソン礁、クアテロン礁及びファイアリー・クロス礁は EEZ・大陸棚に対する権原を生まない。⑧中国は、フィリピンの EEZ・大陸棚の生物資源及び非生物資源について、フィリピンが主権的権利を享受し行使することを違法に妨害した。⑨中国は、フィリピンの EEZ における中国国民及び中国船舶による生物資源開発を阻止することを違法に怠った。⑩中国は、スカボロー礁における伝統的漁業活動を妨害することによって、フィリピンの漁業者がその生業を営むことを違法に阻止した。⑪中国は、スカボロー礁、セカンド・トーマス礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁、ジョンソン礁、ヒューズ礁及びスビ礁において、海洋環境を保護・保全する条約上の義務に違反した。⑫中国によるミスチーフ礁の占拠及びそこでの建設活動は、(a)人工島、施設及び構築物に関する条約の規定に違反し、(b)海洋環境を保護・保全する条約上の義務に違反し、(c)条約に違反してその取得を試みる違法な行為を構成する。⑬中国は、スカボロー礁の近傍を航行するフィリピン船舶にとって深刻な衝突の恐れを発生させる危険な態様で自国の法執行船舶を運航させたことによって、条約上の義務に違反した。⑭2013 年 1 月における本仲裁の開始以降、中国は特に次のことを行うことによって違法に紛争を悪化・拡大させた。(a)セカンド・トーマス礁及び隣接海域におけるフィリピンの航行の権利の妨害、(b)セカンド・トーマス礁に配置された人員の交替及びこれに対する補給の阻止、(c)セカンド・トーマス礁に配置されたフィリピンの人員の健康と福祉を危険に晒したこと、(d)ミスチーフ礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁、ジョンソン礁、ヒューズ礁及びスビ礁において浚渫、人工島の造成及び建設を行ったこと。⑮中国は、条約上のフィリピンの権利・自由を尊重し、南シナ海の海洋環境の保護・保全に関するものを含めた条約上の義務を遵守し、フィリピンの条約上の権利・自由に妥当な考慮を払って南シナ海における権利・自由を行使しなくてはならない。

フィリピンの申立は多岐にわたるが、4つの類型に分けることができる¹²。第1の類型は、南シナ海における海域に対する権利・権原の淵源に関する2つの申立（申立1・2）からなり、条約に基づかない歴史的権利の主張について判断を求めるものである。第2の類型は、南シナ海に存在している具体的な地形について、その地位の明確化とそれらが条約上 EEZ・大陸棚に対する権原を生まないことの確認を求める申立（申立3～7）からなる。第3の類型は、南シナ海における中国

¹² Award, *supra* note 2, pp. 2-3 (paras. 7-10).

の具体的な行動の違法性について、仲裁裁判所の判断を求める申立からなる（申立 8～14）。最後に、第 4 の類型として中国が比中間の紛争を悪化・拡大させたとの宣言を求める申立 15 がある。

3 中国の主張

フィリピンによる仲裁手続の開始後、中国は仲裁手続を受け入れず、参加もしないとの立場を一貫してとった。もっとも、裁判所の管轄権に関する問題については、手続外でその立場を明らかにしている。仲裁手続における答弁書の提出期限の直前にあたる 2014 年 12 月 4 日には「フィリピンによって開始された南シナ海仲裁の管轄権の問題に関する中華人民共和国のポジション・ペーパー」が公表された¹³。また、その後も在オランダ中国大使が仲裁裁判所を構成する各裁判官に対して書簡を送っていたことが明らかとなっている。ポジション・ペーパーでは次の 3 点を理由として、仲裁裁判所は管轄権を欠くとの主張が展開されている。第 1 に、仲裁手続の主題は南シナ海に存在するいくつかの地形に対する領域主権の問題であり、国連海洋法条約の解釈・適用に関わるものではない。第 2 に、中国とフィリピンは、二国間の法文書及び南シナ海における関係国の行動に関する宣言を通じて両国間の紛争を交渉によって解決することに合意しており、本件仲裁を一方的に開始したことはフィリピンの国際法上の義務違反にあたる。第 3 に、仮に仲裁手続の主題が国連海洋法条約の解釈・適用であったとしても、当該主題は二国間の海洋境界画定の不可分の一部をなすものであり、中国が 2006 年に条約に従って行った、海洋境界画定に関する紛争を義務的紛争解決手続から除外する宣言の範囲内のものである。

本案に関する問題については、仲裁手続外も含めて、中国による法的立場の表明は行われなかった。国連海洋法条約付属書 VII は、一方当事者が仲裁裁判所に出

¹³ Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, "Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines," accessed 1 March 2017 at http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1217147.shtml. 仲裁裁判所は 2014 年 6 月 2 日付の手続命令 2 号において、中国の答弁書の提出期限を 2014 年 12 月 15 日に設定していた。Procedural Order No. 2, accessed 1 March 2017 at <http://www.pcacases.com/web/sendAttach/1805>.

延せず、または自己の立場を弁護しない場合にも手続の進行は妨げられないと規定するが、仲裁裁判所はその判断にあたり「…請求が事実及び法において十分な根拠を有すること」を確認しなければならない（附属書Ⅶ、9条）。そこで、仲裁判断は中国の主張についても公開情報を基に可能な限り検討を行っている。また、手続の進行にあたっても、中国が一貫して欠席していることに鑑み、手続的公平の確保に特に配慮を行っている¹⁴。

Ⅲ 仲裁判断の内容

仲裁裁判所は中国のポジション・ペーパー及び在オランダ大使による書簡を裁判所の管轄権に関する先決的抗弁として扱い、本案に関する審理に先立って管轄権及び受理可能性に関する審理を行った¹⁵。

1 管轄権及び受理可能性に関する判断（2015年10月29日）¹⁶

管轄権及び受理可能性に関する判断において、仲裁裁判所は15の申立事項のうち7つ（申立3、4、6、7、10、11、13）については裁判所の管轄権を認めた一方で、残りの7つ（申立1、2、5、8、9、12）については専ら先決的な性格を有さない問題の検討が必要となるとして、判断を本案段階に留保した。また、中国はさらなる違法な主張・行動を慎まなくてはならないとした申立15については、

¹⁴ Award, *supra* note 2, pp. 45-55 (paras. 116-144). 本手続の特徴の一つに、手続的公平の確保の観点から特定の問題について専門家を任命し、その報告書を判断において活用していることがある。

¹⁵ The South China Sea Arbitration (The Republic of Philippines v. The People's Republic of China), Award on Jurisdiction and Admissibility (29 October 2015), accessed 1 March 2017 at <http://www.pcacases.com/web/view/7>, pp. 23-24 (para. 68).

¹⁶ 管轄権及び受理可能性に関する判断については、次の先行研究を参照。吉田靖之「【判例紹介】フィリピン対中国事件：南シナ海問題をめぐる仲裁〔国連海洋法条約附属書Ⅶ仲裁裁判所／管轄権及び受理可能性判決〕（2015年10月29日）」海幹校戦略研究6巻1号（2016年）27-68頁、玉田大「フィリピン対中国事件（国連海洋法条約附属書Ⅶ仲裁裁判所）管轄権及び受理可能性判決（2015年10月29日）」神戸法学雑誌66巻2号（2016年）125-161頁。

内容の明確化と範囲の限定を指示した上で、判断を本案段階に留保した。

仲裁裁判所は、まず、比中間には国連海洋法条約の解釈・適用に関する紛争が存在し、それが領域主権または海洋境界画定に関するものではないことを確認した¹⁷。この点で特に重要な意味を持ったのが、海域に対する権原（*entitlement to maritime zones*）に関する紛争と、領有権紛争及び海洋境界画定紛争との区別である¹⁸。すなわち、特定の地形がどのような海域に対する権原を生むのかという問題は、当該地形の領有権の問題とも、権原が重複する場合に行われることになる海洋境界画定の問題とも独立に判断可能であるという整理がなされた。なお、仲裁裁判所は特にベトナムとの関係に言及しつつ、本件手続において審理に不可欠な第三者は存在しないことも確認した¹⁹。

また、国連海洋法条約第 15 部 1 節が定める同条約の義務的紛争解決手続の利用のための要件が充たされていることも確認された²⁰。中国は特に、フィリピンとの間で交渉による紛争解決の合意が存在することを主張していたが、仲裁裁判所は、南シナ海行動宣言（DOC）、比中間の様々な二国間声明、東南アジア友好条約及び生物多様性条約を検討し、そのいずれもが平和的手段による紛争解決の合意であって他の手続の可能性を排除するもの（281 条）にも²¹、協定その他の方法によって拘束力を有する決定を伴う手続に紛争を付託することの合意（282 条）にもあたらないと判断した²²。また、意見を交換する義務（283 条）も果たされていると判断された²³。

最後に、仲裁裁判所は義務的紛争解決手続の適用制限（297 条）及び選択的除外（298 条）への該当性を検討し、一部の申立に対する裁判所の管轄権の有無は本案段階で判断すべきであるとした。中国のポジション・ペーパーも言及していたように、中国は 2006 年に 298 条の下で許容されるすべての事項について義務的紛争解決手続からの除外を宣言しており、裁判所の管轄権がこれによって否定されるか否かが主として問題となった。仲裁裁判所は、次の 4 つのタイプの申立に

¹⁷ Award on Jurisdiction and Admissibility, *supra* note 15, pp. 59-61 (paras. 151-157).

¹⁸ 玉田「前掲論文」（注 16）149 - 155 頁。

¹⁹ Award on Jurisdiction and Admissibility, *supra* note 15, pp. 71-74 (paras. 179-188).

²⁰ *Ibid.*, pp. 75-123 (paras. 189-353).

²¹ *Ibid.*, pp. 82-88, 93-97, 100-101, 103-105 (paras. 212-229, 241-251, 265-269, 281-289).

²² *Ibid.*, pp. 107-108, 109, 110-111 (paras. 299-302, 307-310, 317-321).

²³ *Ibid.*, pp. 115-123 (paras. 332-353).

については、297 条・298 条の適用の問題が本案に関する問題と織り交ぜられており、本案段階で判断すべきであるとした²⁴。第 1 に、申立 1 及び 2 が「歴史的権原に関する紛争」の除外（298 条 1 項(a)(i)）に該当するか否かは、中国の主張する歴史的権利の性質及び有効性に左右されるが、これは本案で判断されるべき問題である。第 2 に、一部の申立に対する管轄権の有無は、南シナ海に存在する一定の地形の法的地位に左右される。特にスプラトリー諸島に EEZ・大陸棚に対する権原を生む地形が一つでも存在すれば、申立 5、8 及び 9 については両国の海域に対する権原の重複部分の境界画定を行わずには本案の判断ができない場合が生じる。第 3 に、中国の法執行活動に関する申立（8、9、10 及び 13）については、問題とされている活動が行われた具体的な海域によって裁判所の管轄権の有無が左右される。第 4 に、申立 12 及び 14 に対する管轄権の有無は、中国の活動が 298 条で除外されている軍事的活動に該当するか否かによるが、この判断は本案で行われるべきである。

2 本案判断（2016 年 7 月 12 日）

（1）「九段線」及び歴史的権利に関する中国の主張（申立 1 及び 2）

九段線内の海域における中国の歴史的権利に関する申立 1 及び 2 について、仲裁裁判所は最終的にその管轄権を認めた上で、中国の主張は国連海洋法条約に整合しないと判断した。こうした判断の前提として、仲裁裁判所はまず中国が主張する権利の内容について検討している。そこでは、南シナ海における中国の資源関連の主張には中国が領有権を主張するいずれの地形からも 200 海里を超える海域を対象とするものがあることが指摘され、これが歴史的権利を根拠とするものであることが認定された²⁵。他方で、中国は南シナ海における航行及び上空飛行の自由を尊重すると明言していることなどから、歴史的権利の主張は当該海域を自国の内水または領海として主張するものではないとの結論が導かれている²⁶。

申立 1 及び 2 に対する仲裁裁判所の管轄権については、これらの申立に含まれる紛争が 298 条で除外が認められている「歴史的権原に関する紛争」に該当するか否かが問題として残されていた。この点、仲裁裁判所は、298 条にいう「歴史的権原」とは歴史的事実に基づいてなされる海域への主権の主張を意味するもの

²⁴ *Ibid.*, pp. 139-140 (paras. 392-396).

²⁵ Award, *supra* note 2, pp. 86-91 (paras. 207-211).

²⁶ *Ibid.*, pp. 91-92 (paras. 212-214).

と解釈し²⁷、中国は主権に満たない歴史的権利を主張しているに過ぎないから、この主張をめぐる紛争は義務的紛争解決手続からの選択的除外の対象ではなく、裁判所の管轄権は認められるとの結論に至った。

中国の主張する歴史的権利が国連海洋法上認められるか否かについては、仲裁裁判所はまず、国連海洋法条約が明示的に従前の権利の存続を許容しておらず、かつこの権利が国連海洋法条約の規定と整合しない場合には、条約の規定が優先すると指摘している²⁸。その上で、国連海洋法条約に EEZ の生物または非生物資源に対する歴史的権利の存続を許容する規定はなく、そうした権利は国連海洋法条約の規定と整合しないと結論づけた。EEZ における資源に対する歴史的権利が国連海洋法条約と整合しない理由としては、条約の文言上、EEZ・大陸棚では沿岸国が天然資源に対する主権的権利を持ち（56 条 1 項）、他国の権利は制限されている（58 条）上に、62 条によれば「その国民が伝統的に…漁獲を行ってきた国」についても余剰分が存在する場合についてのみ漁業を許可する義務を負うことが挙げられている²⁹。また、国連海洋法条約の海域制度は包括的なものであって、条約の規定に整合しない一切の従前の権利または合意を上書き（supersede）するものであるとも説明されている³⁰。

仲裁判断はさらに、中国が国連海洋法条約以前に南シナ海で歴史的権利を有していたとする証拠もないとした³¹。仲裁裁判所は、歴史的権利の確立のためには一般に、他国による資源開発を禁止または制限するなど、公海の自由の下で許される限度を超える活動を歴史的に行っており、これが他国によって黙認されていたことが必要となるが、中国は公海の自由の行使として南シナ海において航行や漁業を行っていたにすぎないと説明している。また、国連海洋法条約が発効した後中国が条約と整合しない権利を取得した事実もないとされた³²。そうした権利の取得には他国による黙認が必要であるが、中国の九段線内における権利主張は他国による抗議を受けているからである。

²⁷ *Ibid.*, p. 96 (para. 226).

²⁸ *Ibid.*, pp. 98-100 (paras. 235-238).

²⁹ *Ibid.*, pp. 100-102 (paras. 240-243). なお、大陸棚についても同様であるとされている。*Ibid.*, pp. 102-103 (para. 244).

³⁰ *Ibid.*, p. 103 (paras. 245-246).

³¹ *Ibid.*, pp. 112-115 (paras. 263-271).

³² *Ibid.*, pp. 115-116 (paras. 273-275).

(2) 南シナ海に存在する地形の地位（申立 3～7）

南シナ海における具体的な地形の地位について判断を求めるフィリピンの申立のうち、申立 4 及び 6 は名指しされている地形が低潮高地であることの確認を求めている。残る申立 3, 5, 7 のうち、申立 3 及び 7 はスプラトリー諸島における具体的な地形が EEZ・大陸棚に対する権原を生まないことの確認を求めるものである。他方で、申立 5 は低潮高地であることの確認を求めている地形が EEZ・大陸棚を持つ地形の 200 海里内になく、フィリピンの（群島基線から 200 海里内の）EEZ・大陸棚の一部であることの確認を求めるものである。

仲裁判断は、これらを検討するにあたって最初に用語法の整理を行っている³³。仲裁裁判所は 121 条 1 項における島の定義を充たす地形を一般的に「高潮地形（high-tide feature）」と呼称し、「岩」の用語を高潮地形のうち「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない」ものを指すものとして用いることとした。また、岩ではない高潮地形であって、それゆえ 121 条 2 項により他の陸地と同様の権原を生むものを「完全な権原を有する島（fully entitled islands）」と呼んでいる。裁判所の整理によれば、「岩」と「完全な権原を有する島」は両方ともより広いカテゴリーである「高潮地形」の部分集合」である³⁴。

申立 4 及び 6 については、対象の地形が高潮時に海面上にあるか否かが決定的な問題となる。その判断の前提として仲裁判断は、地形の法的地位はその自然の状態において判断されなければならない、人為的な改変により変更されないと述べている³⁵。また、低潮高地は独自に領有の対象とはならないことも確認した³⁶。さらに、高潮時を判断するための基準面については、沿岸国に一定の裁量が認められるが、本件ではほとんどの場合に地位の判定に影響はないとする³⁷。具体的な判断にあたっては、衛星写真の証拠価値には解像度等の点で限界があるとし、海図、測量の記録及び水路誌等がより説得力のある証拠を提供するとしてその証拠価値についても説明している³⁸。仲裁判断はこうした資料に依拠して各地形につ

³³ *Ibid.*, p. 119 (para. 280). 「高潮地形（high-tide feature）」とは「高潮時に海面上にある地形」を意味している。これは必ずしも一般的な用語ではなく、条約上の用語である「低潮高地（low-tide elevation）」に発想を得たものと思われる。なお、後述するように、仲裁判断における用語整理は 121 条の 1 項と 3 項の関係という重要な論点を先取りするものであるが、その理由については必ずしも十分に説明されていない。

³⁴ *Ibid.*

³⁵ *Ibid.*, p. 131 (para. 305).

³⁶ *Ibid.*, p. 132 (paras. 307-309).

³⁷ *Ibid.*, pp. 133-135 (paras. 310-313).

³⁸ *Ibid.*, pp. 137-142 (paras. 320-332).

いて詳細な判断を行い、スカボロー礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ジョンソン礁、マケナン礁及びガベン礁（北）は高潮地形である一方、ヒューズ礁、ガベン礁（南）、スビ礁、ミスターフ礁、セカンド・トーマス礁は低潮高地であると結論づけた。

申立 3、5、7 については、国連海洋法条約 121 条の解釈・適用が必要となる。仲裁裁判所はまず、121 条の文言に着目し、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」とする 3 項は、「島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される」とする 2 項に対する例外であり、したがって 121 条は高潮地形について「完全な権原を有する島」と「岩」という 2 つの区別を設けるものであるとしている³⁹。仲裁裁判所は、この規定が国際裁判所・仲裁裁判所による十分な検討の対象となったことはなく、学説上も様々に解釈されてきたことを認識した上で⁴⁰、3 項を 121 条の決定的な要素と位置付けてその詳細な検討を行った。

仲裁判断は 121 条 3 項の文言、文脈・趣旨・目的及び起草過程に関する検討から以下の結論が得られると自らまとめている⁴¹。第 1 に、「岩」の語が用いられているものの、固い岩石によって構成されている必要はない。第 2 に、地形の地位は、その自然状態における能力（natural capacity）に基づき、人間の居住または独自の経済的生活を維持する能力を増強する目的でなされた外在的な追加または修正を除外して判断される。第 3 に、「人間の居住」については、居住者が地形の自然な人口を構成するといえるような、安定的な人の共同体の一時的ではない居住が決定的な要素である。第 4 に、「独自の経済的生活」は「人間の居住」と関連しており、多くの場合両者は連動している。問題となる「経済的生活」は、通常は地形に居住する人々の生活及び生計手段である。また、経済的活動は「独自の」ものでなくてはならないことから、外部資源に依存した経済活動や、現地人口の関与なく単なる採掘活動の対象とされる場合は該当しない。第 5 に、「人間の居住」と「独自の経済的生活」は一方の充足で足りるが、通常は安定した人間の共同体に居住されている場合にのみ独自の経済的生活を有するものと考えられる。例外は、関連する地形のネットワークを通じて生計を立てている場合である。第 6 に、121 条 3 項が問題としているのは、人間の居住または独自の経済的生活を維持する上での地形の能力であり、現在または過去に居住がなされていたか、あるいは経済的生活の拠点であったかは無関係である。能力は客観的に評価され、

³⁹ *Ibid.*, p. 176 (para. 390).

⁴⁰ *Ibid.*, p. 204 (para. 474).

⁴¹ *Ibid.*, pp. 227-231 (paras. 539-551).

地形に対する主権とは関係ない。第 7 に、一定の地形が人間の居住または独自の経済的生活を維持する能力は、ケースバイケース (on a case-by-case basis) に評価されなければならない。ただし、地形の自然状態での能力に寄与する主要な要素として、十分な量の水、食糧及び住まいの存在に加えて、気候の状況、他の居住地域への近接性、地形及びその周辺において生計を立てる可能性といった、居住及び経済的生活を発展させる上での条件に関する考慮が挙げられる。第 8 に、121 条 3 項の要件は、外部からの供給による人間の居住または経済的生活の維持を排除するものの、小規模の地形のグループが集合的に用いられる可能性には妥当な考慮を払うべきである。第 9 に、地形の物理的な状況のみから限界事例に関する判断を行うことは困難である。このような場合には、通常は過去の使用が信頼できる証拠となる。安定的な共同体の居住の記録がない場合には、自然条件が居住を困難としていると考えられ、そうした場合には外在的な事情により居住が阻害された、あるいは終了したかを検討すべきである。逆に、現在または過去に居住の実績がある場合には、外部からの支援によってのみ可能であったか否かを検討すべきである。

なお、仲裁裁判所は、条約の解釈にあたって条約法条約 31 条 3 項の意味における事後の実行を認定するための閾値は相当に高いとし、裁判所の解釈とは異なる解釈が事後の実行として成立しているとの証拠はないとしている⁴²。また仲裁判断は、条約の起草過程において島の大きさを基準とすることは否定されたことを指摘し、地形の大きさそれ自体がその地位を決定する基準とはなり得ないとも述べている⁴³。

仲裁裁判所は以上のような 121 条 3 項の解釈に基づいて、申立 3 及び 7 で挙げられている地形について具体的に検討を行い、それらはすべて岩であって EEZ・大陸棚に対する権原を生まないと結論づけた⁴⁴。仲裁判断はさらに、スプラトリー諸島のその他の主要な高潮地形についても検討を進め、イトゥ・アバ (Itu Aba、中国名：太平島) をはじめとした一部の地形は、その能力の点で基準の限界線上に近く、物理的な性質のみからは居住不可能であるとまではいえない一方で、明白に居住可能ともいえず、人間の生存の可能性は限定的であると述べている⁴⁵。そこで、仲裁裁判所は居住実績の検討を行い、歴史的には漁業・鉱業のための一時的な居住はあったものの、これは 121 条 3 項にいう「人間の居住」を充たすも

⁴² *Ibid.*, pp. 231-232 (paras. 552-553).

⁴³ *Ibid.*, pp. 226-227 (para. 538).

⁴⁴ *Ibid.*, pp. 232-235 (paras. 554-570).

⁴⁵ *Ibid.*, p. 251 (para. 616).

のではなく、現在駐在している軍隊その他の政府人員の存在もこれに当たらないとしている⁴⁶。そして、歴史的な人間の居住の欠如が地形自体の限定的な能力を反映したものではないとする証拠はないとして、イトゥ・アバ、ティツ島、ウェスト・ヨーク島、スプラトリー島、サウスウェスト・ケイ、ノースイースト・ケイはいずれも 121 条 3 項にいう人間の居住を維持する能力を有しないと結論づけている⁴⁷。また、スプラトリー諸島で行われてきた経済活動は採掘・採集的な性格のもの (extractive in nature) にすぎず、121 条 3 項における「独自の経済的活動」にも当たらないと結論づけている⁴⁸。

仲裁判断はこのようにして、スプラトリー諸島に EEZ・大陸棚を有する高潮地形は存在しないとの結論に達した⁴⁹。また、このことから当該海域で比中間の境界画定の問題は生じないことになり、したがってミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁はフィリピンの EEZ・大陸棚の一部であることの確認を求める申立 5 については、裁判所の管轄権及び申立内容のいずれもが認められた⁵⁰。

(3) 南シナ海における中国の活動 (申立 8~13)

フィリピンの申立 8 から 13 は、南シナ海における中国の具体的な活動が国連海洋法条約に照らして違法であるとの判断を求めている。このうち申立 8、9 及び 12 については、裁判所の管轄権に関する判断が本案段階に持ち越されていたが、地形の地位に関する検討によって対象海域がフィリピンの EEZ・大陸棚であることが確定し、さらに義務的紛争解決手続の適用制限及び選択的除外の対象でもないとして仲裁裁判所の管轄権を認める判断がなされた。さらに、本案に関する判断においても、フィリピンの申立が対象としていた中国の様々な活動のうち、多くのものが国連海洋法条約に違反することが認められた。

(a) フィリピンの EEZ・大陸棚における主権的権利の妨害 (申立 8)

フィリピンは申立 8 で様々な具体的事実を示して、中国がフィリピンの EEZ・大陸棚におけるフィリピンの主権的権利の行使を妨害したと主張していた。具体的には、非生物資源に関する事案として、①リード・バンクに設定された鉱区を対象とするコンセッション契約の締結に関して中国政府が口上書により抗議を行うとともに、フィリピンが傭船した探査船 M/V Veritas Voyager の探査活動に対

⁴⁶ *Ibid.*, pp. 252-253 (paras. 618-621).

⁴⁷ *Ibid.*, p. 253 (para. 622).

⁴⁸ *Ibid.*, pp. 253-254 (paras. 623-625).

⁴⁹ *Ibid.*, p. 254 (para. 626).

⁵⁰ *Ibid.*, p. 260 (para. 647).

して中国の法執行船が妨害を行ったこと、②西カラミアン鉱区のオペレーター企業に対して中国が自国の立場を申し入れたこと、そして③北西パラワンに設定された鉱区のフィリピンによる入札募集に対して中国政府が口上書により抗議を行ったことが条約上違法であると主張された。また、生物資源に関する事案としては、①中国政府がミスチーフ礁におけるフィリピン漁業者の操業を妨害していること、②南シナ海の北緯 12 度以北に適用される漁業モラトリアムの宣言や「海南省沿海辺防治安管理条例」の制定等の漁業に対する管轄権の行使によって、中国政府がフィリピンの EEZ 内におけるフィリピン国民の操業を制限していること、そして③セカンド・トーマス礁において中国政府がフィリピン漁業者の操業を妨害していることが条約上違法であると主張された。

仲裁判断はまず、これらの問題を判断する裁判所の管轄権を肯定した。その理由として、地形の地位に関する判断を前提とすれば、申立の対象となっている事案の発生した海域に中国の海域に対する権原が重複することはありません、海洋境界画定紛争に関する選択的除外は適用されないとしている⁵¹。また、EEZ における生物資源に関する主権的権利またはその行使に関する紛争を対象とする 297 条 3 項(a)の下適用制限及びそれらの事項に関する法執行活動について選択的除外を認める 298 条 1 項(b)の規定も適用がないとされた⁵²。これらの制限・除外は、自国の EEZ における主権的権利の行使に関するものであるところ、本件では他国 EEZ における中国の条約違反が問題となっていることがその理由である。

問題とされた具体的な活動に対する判断としては、非生物資源に関するもののうち、探査船の活動に対する妨害が 77 条に違反するものと認定された⁵³。中国政府がフィリピン政府に対して抗議を行っていたことについては、それが結果的に誤った理解であったとしても、中国は当該海域で自国が権利を有するとの理解を真正に有していたことを理由に、それ自体としては条約違反とはならないと判断された⁵⁴。また、フィリピンと契約関係にある企業に対する申し入れについても、中国の主張について情報を提供したに過ぎず、条約の違反には当たらないとされた⁵⁵。これに対し、探査船に対する妨害は、自国の権利の主張にとどまらず、フィリピンの大陸棚における活動を停止させる直接の行動であることから、フィリピンの大陸棚に対する主権的権利の侵害にあたるとされた⁵⁶。仲裁判断は特に、南

⁵¹ *Ibid.*, pp. 277-278 (paras. 690-694).

⁵² *Ibid.*, p. 279 (para. 695).

⁵³ *Ibid.*, p. 282 (paras. 707-708).

⁵⁴ *Ibid.*, p. 281 (paras. 704-705).

⁵⁵ *Ibid.*, pp. 281-282 (para. 706).

⁵⁶ *Ibid.*, p. 282 (para. 708).

シナ海、とりわけリード・バンクをめぐっては、海域に対する権原について両国間で見解の相違があることは中国も認識しており、交渉その他の紛争解決手続によるべきであったにも関わらず、自らの理解に基づいて権利を一方的に実現しようとしたことを条約違反の理由として挙げている。

生物資源に関する中国の行為については、フィリピン漁船に対する漁業モラトリアムの実際の執行例は確認できないとしつつ、その宣言自体がフィリピンに自国の EEZ の生物資源に対する主権的権利を付与する 56 条の違反にあたるとされた⁵⁷。仲裁判断はその理由として、モラトリアムがフィリピンの EEZ で操業するフィリピン漁船にも適用されるものであり、単なる外交的な主張に留まらず、フィリピンの漁業者に対して罰則の対象となりうるという現実的な可能性を確立し、抑止効果をもたらさうるものであったことを挙げている⁵⁸。これに対して、海南省の条例は 12 海里内にのみ適用されるもので、フィリピンの EEZ 内の資源に対する権利または EEZ に関する国連海洋法条約の規定を侵害する内容を含むものではないと判断された⁵⁹。また、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁における漁業の妨害については十分な立証がなされていないとされた⁶⁰。この点で仲裁裁判所は、中国の主張及び法執行船の存在により、フィリピンの漁業者が当該海域を避けたであろうことは容易に想像できるとしつつも、これを根拠に条約違反を認定することはできないと述べている。

(b) フィリピンの生物資源の中国国民による開発防止の懈怠（申立 9）

申立 9 はフィリピンの EEZ・大陸棚における中国漁船の操業に関して、中国は自国民の違法な活動を防止する義務を怠ったとするものである。仲裁裁判所はまず、申立 8 と同じ理由で裁判所の管轄権を認めた⁶¹。その上で、当該海域はフィリピンの EEZ であるという前提に立って、他国の EEZ で操業する漁船に適用される条約の規定を確認している。仲裁判断は特に 62 条 4 項に着目し、この規定はフィリピンの EEZ 内ではフィリピンの操業許可等の手続に従うことを中国国民に対して義務付けるものであり、これは漁業を行う私人が直接負う義務であるとしている⁶²。これと並行して国家は、58 条 3 項の下で沿岸国の権利及び義務に

⁵⁷ *Ibid.*, p. 283-284 (paras. 710-712).

⁵⁸ *Ibid.*, p. 284 (para. 712).

⁵⁹ *Ibid.*, p. 284 (para. 713).

⁶⁰ *Ibid.*, pp. 284-285 (paras. 714-715).

⁶¹ *Ibid.*, p. 291 (paras. 733-734).

⁶² *Ibid.*, pp. 292-293 (paras. 739-740).

妥当な考慮を払う義務を負っていることが指摘された⁶³。そして、この義務の内容として、国家は自国民が他国の EEZ において不法な漁業に従事することを防止すべく相当の注意を払う義務を負うとの解釈が示された⁶⁴。

その上で仲裁裁判所は、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁における中国の活動について検討を進め、両礁では少なくとも 2013 年 5 月には中国漁船が操業していたと認定した⁶⁵。また、中国漁船の操業の報告例においては、漁船は常に中国の公船に伴われていることから、中国公船上の当局者は中国の漁業者による活動を十分に認識し、これを阻止することも可能であったにも関わらず、そうしなかったものと認定された⁶⁶。このように、フィリピンの EEZ 内の漁業に関する主権的権利に対して妥当な考慮を払わなかったことで、中国は 58 条 3 項に違反したと結論づけられた。

(c) スカボロー礁における伝統的漁業に関する中国の行動（申立 10）

申立 10 はスカボロー礁における漁業に対して、中国による違法な妨害があったとするものである。仲裁判断はまず、この海域では伝統的にフィリピンを含む複数の国の漁業者による漁業がなされてきたものの、2012 年 4 月以降、比中間で緊張が高まる中で、中国の公船によってフィリピン漁業者が排除される事態が生じたと認定した⁶⁷。その上で仲裁判断は、国際法上、伝統的漁業 (traditional fishing) または零細漁業 (artisanal fishing) を行う私人の権利が保護されてきたことを指摘する。この権利は、既得権 (vested rights) の観念に由来し、漁民が何世代もの長期にわたって零細漁業によって生計を立てている場合には、その祖先と同様の形で漁業を続けられることを内容とする所有権に類似した権利を取得するという考え方によるものであるという⁶⁸。仲裁判断によれば、この権利は国家に帰属するものではなく、伝統的にある海域において漁業を行ってきた私人または共同体に帰属する。また、この権利は、EEZ の導入によって EEZ の海域においては消滅させられたが、領海においては変更なく存続しているという⁶⁹。仲裁裁判所は、このように国際法上の伝統的漁業（または零細漁業）の保護について述べた上で、

⁶³ *Ibid.* p. 293 (para. 741).

⁶⁴ *Ibid.*, pp. 293-294 (paras. 742-744).

⁶⁵ *Ibid.*, pp. 294-296 (paras. 746-752).

⁶⁶ *Ibid.*, p. 296 (para. 755).

⁶⁷ *Ibid.*, pp. 300-304 (paras. 761-770).

⁶⁸ *Ibid.*, p. 312 (para. 798).

⁶⁹ *Ibid.*, pp. 313-315 (paras. 800-804).

スカボロー礁で行われていた漁業の少なくとも一部は、そうした性質を有するものであったと判断した⁷⁰。そして、2012年5月以降に中国がフィリピン漁業者による操業を完全に禁止した時期があったことは、伝統的漁業権を尊重する義務と整合しないとの結論に至っている⁷¹。

なお、フィリピンはスカボロー礁における比中間の対峙において、中国に国連憲章2条3項及び国連海洋法条約279条の下での平和的紛争解決義務の違反があったとの主張も行っていたが、この主張は認められなかった⁷²。

(d) 海洋環境の保護・保全の懈怠（申立11及び12(b)）

申立11及び12(b)は、中国の様々な活動が海洋環境を保護・保全する義務に違反していると主張するものである。これらの申立については、仲裁裁判所の管轄権に関する問題として、軍事的活動に関する選択的除外（298条1項(b)）に該当するか否かの問題が残されていたが、埋め立て活動は軍事的な性格ではないとの立場を中国自身が一貫して採用しているから除外事由には該当しないとして、裁判所の管轄権は認められた⁷³。その上で仲裁裁判所は、海洋環境の保護・保全に関する国連海洋法条約の規定内容について検討を行い、中国による具体的な活動に適用して、絶滅危惧種の採取及び人工島の建設活動について条約の違反があったと結論付けている。

仲裁判断は国連海洋法条約の関連規定を次のように説明している。192条は海洋環境を保護・保全する一般的な義務を課しており、これは将来的な損害からの海洋環境の「保護」と、現在の状態を維持・改善するという意味での「保全」の双方を含み、したがって海洋環境を悪化させない義務も含む⁷⁴。そして、この義務は194条をはじめとする第12部の他の規定及び他の国際条約上の義務を通じて具体化されている。194条は「海洋環境の汚染」を防止、削減及び規制するための措置に関する規定である。192条と194条は、国家自身が行う活動について義務を課すのみならず、自国の管轄・管理下にある活動が海洋環境を害さないことを確保するよう相当の注意を払う義務も課している⁷⁵。194条5項は「稀少または脆弱な生態系」の保護・保全に関するものであり、この規定は第12部の目的が

⁷⁰ *Ibid.*, p. 315 (para. 805).

⁷¹ *Ibid.*, p. 317 (para. 812).

⁷² *Ibid.*, p. 317 (para. 813).

⁷³ *Ibid.*, pp. 372-373 (paras. 934-938).

⁷⁴ *Ibid.*, pp. 373-374 (para. 941).

⁷⁵ *Ibid.*, pp. 375-376 (para. 944).

狭い意味での海洋汚染の規制に限られないことを示している⁷⁶。197 条は海洋環境の保護・保全のための協力義務を定めており、また南シナ海のような半閉鎖海については 123 条も地域的な協力を定めている。さらに、204 条は汚染の危険または影響を監視する義務、205 条はその結果を報告する義務、そして 206 条は環境影響評価を実施する義務を定めている。206 条は「合理的な」または「実行可能な限り」と規定している点で国家に裁量を与えているが、評価の結果を報告する義務は絶対的な義務である⁷⁷。

フィリピンは中国漁船による絶滅危惧種の採集について条約違反を主張していたが、仲裁判断はまず、中国漁船がオオシャコガイをはじめとする絶滅危惧種の採集に従事していたことを認定した⁷⁸。そして 192 条を他の適用のある国際法に照らして解釈すると、この規定は絶滅危惧種の採集を防止する義務を含むということができ、このことは特に 194 条 5 項の下での脆弱な生態系の保護の文脈で具体化されているとした⁷⁹。また、この義務は相当注意義務であり、絶滅のおそれがあると国際的に認識されている種の直接の採集のみならず、その生息地の破壊を通じた間接的な被害の防止を含むと判示された。仲裁判断はさらに、中国が行っている規模でのサンゴやオオシャコガイの採集が脆弱な海洋環境に有害であることに疑いはなく、こうした慣行を防止する措置をとらないことは 192 条及び 194 条 5 項の違反を構成するとした⁸⁰。その上で、中国政府は自国の漁船による活動を十分に認識していたにもかかわらず、絶滅危惧種の密漁に従事する船舶に対して取締りのための規則・措置を採択し、相応の厳格さをもってこれを執行するための手段をとることをせず、むしろ漁船を保護するために武装した公船を提供していたとして 192 条及び 194 条 5 項の違反が認定された⁸¹。また、漁船のプロペラでサンゴ礁を破壊してオオシャコガイを採集する漁法を認容していたことも、海洋環境を保護・保全する義務に違反すると結論づけられた⁸²。

フィリピンは、中国漁船がシアン化物及びダイナマイトを用いた漁業を行っているとも主張していたが、こうした漁業については中国がこれを知りながらその

⁷⁶ *Ibid.*, p. 376 (para. 945).

⁷⁷ *Ibid.*, pp. 377-378 (para. 948).

⁷⁸ *Ibid.*, pp. 378-380 (paras. 950-954).

⁷⁹ *Ibid.*, pp. 381-382 (para. 959).

⁸⁰ *Ibid.*, p. 382 (para. 960).

⁸¹ *Ibid.*, pp. 382-384 (paras. 961-966).

⁸² *Ibid.*, p. 384 (paras. 965-966).

防止を怠ったとする十分な証拠はないと結論づけられている⁸³。ただし、仲裁裁判所はそう判断する中で、シアン化物及びダイナマイトの使用は海洋環境の「汚染」に該当し、また脆弱な生態系及び絶滅危惧種の生息地を破壊することから、その防止のための措置をとらないことは条約 192 条、194 条 2 項及び 194 条 5 項の違反にあたるとの一般論を示している⁸⁴。

スプラトリー諸島の 7 つの礁での中国による人工島の建設活動については、仲裁判断は主として裁判所が委嘱した独立の専門家による報告書に基づいて、海洋環境に対する甚大かつ長期的な損害の発生を認定した⁸⁵。すなわち、中国は人工島の建設活動によって、192 条の海洋環境を保護・保全する義務に違反し、海洋環境を汚染する態様での浚渫の実施によって 194 条 1 項に違反し、さらに 194 条 5 項の下での稀少・脆弱な生態系及び絶滅危惧種等の生息地を保護・保全する義務にも違反したと結論づけられた。また、人工島の建設にあたって中国が南シナ海に面している他国と協力・調整を行おうとした形跡がないことから、197 条及び 123 条の下での協力義務の違反があったことが認定された。そして最後に、環境影響評価を実施する義務について検討がなされ、問題となっている人工島建設活動の規模と影響に鑑みれば、中国政府が「海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれ」があると信じていなかったことは合理的にありえないと指摘された⁸⁶。中国が 206 条の要件を充たす環境影響評価を実際に行ったか否かについては認定できないとされたものの、いずれにしてもその報告の公表または国際機関への提供はなされておらず、この点で 206 条の違反があったと結論づけられた⁸⁷。

(e) ミスチーフ礁の占拠及び同礁における建設活動（申立 12(a)及び(c)）

ミスチーフ礁の中国による占拠及び同礁における中国の建設活動に関する申立 12(a)及び 12(c)についても、仲裁裁判所は当該海域に中国の海域に対する権原が重複するおそれはないこと、そして中国自身が軍事的活動ではないと主張していることを理由に、裁判所の管轄権を認めた⁸⁸。その上で、中国による建設活動は、EEZ・大陸棚における人工島、施設及び構築物に関する 60 条及び 80 条に違反す

⁸³ *Ibid.*, pp. 387-388 (paras. 972-975).

⁸⁴ *Ibid.*, p. 386 (para. 970).

⁸⁵ *Ibid.*, p. 394 (para. 983).

⁸⁶ *Ibid.*, p. 395 (para. 988).

⁸⁷ *Ibid.*, pp. 395-397 (paras. 989-991).

⁸⁸ *Ibid.*, pp. 411-413 (paras. 1024-1028).

るとした。その前提として仲裁裁判所は、ミスチーフ礁をめぐる紛争は、同礁に対して自国が主権的権利を有するとの理解を双方が真正に (in good faith) 有していたことに由来するものであるとしつつも、仲裁判断の結論によればミスチーフ礁はフィリピンのみが海域に対する権原を有する海域に存在する低潮高地であり、したがってフィリピンの EEZ・大陸棚の一部であることを指摘している⁸⁹。

60 条及び 80 条は EEZ・大陸棚における人工島並びに経済的な目的のための施設及び構築物の建設、運用及び利用に関する権限を沿岸国に与えているところ、ミスチーフ礁で中国が建設した初期の構造物は施設または構築物にあたり、のちに人工島の建設に発展しているとして、両規定の明白な違反があったとされた⁹⁰。他方で、低潮高地は陸地とは異なりそもそも取得可能ではないから、フィリピンが申立 12(c)で主張するミスチーフ礁の不法な取得については判断する必要がないとされている⁹¹。

(f) 危険な態様での法執行船の運航 (申立 13)

申立 13 は中国の法執行船による危険な操船に関するものである。フィリピンは、フィリピン船舶との衝突の危険を生じさせる形でのスカボロー礁周辺海域における中国法執行船の活動が条約違反にあたると主張していた。仲裁判断は、中国の法執行船の運航態様は「海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約 (COLREGS)」上の規則の違反にあたるとし、また、同規則は一般的に受け入れられている国際的な規則、手続及び慣行を構成するものであるから、同時に 94 条の違反にもあたるとした。COLREG 上の具体的な規則違反の認定は、主として仲裁裁判所が委嘱した独立専門家の報告書及びフィリピンが提出した専門家報告書に依拠する形で行われている。仲裁判断は、問題となった事案について、中国による違反を偶発的な懈怠というよりも、意図的な規則の無視というべきものであったと評価した⁹²。違反として主張された行為が法執行の文脈でなされていることについては、法執行船の操船上の必要性和 COLREG 上の規則の遵守との間に緊張関係が生じうることは認めつつ、後者が常に優越するとの判断が示された⁹³。

⁸⁹ *Ibid.*, p. 413 (paras. 1029-1030).

⁹⁰ *Ibid.*, pp. 413-415 (paras. 1033-1038).

⁹¹ *Ibid.*, p. 415 (paras. 1039-1042).

⁹² *Ibid.*, p. 434 (para. 1105).

⁹³ *Ibid.*, pp. 432, 435 (paras. 1095, 1107).

(4) 両国間の紛争の悪化または拡大（申立 14）

2013 年 1 月に仲裁手続が開始されて以降、中国が違法に紛争を悪化・拡大させたとする申立 14 は、セカンド・トーマス礁における中国の様々な活動（14(a)から(c)）とスプラトリー諸島の様々な地形における浚渫、人工島の造成及び建設活動（14(d)）を対象とするものである。このうち、セカンド・トーマス礁に関する申立については、仲裁判断は軍事的活動に関する選択的除外の対象であるとして裁判所の管轄権を認めなかった。この点でフィリピンは、宣言以降に選択的除外を援用するか否かは被告国の選択の問題であり、また紛争の悪化・拡大については 297 条・298 条は適用がないとの主張を行っていた。しかし仲裁判断は、選択的除外宣言は修正されるか撤回されるまで有効であり、中国のポジション・ペーパーに 298 条 1 項(b)への言及がなくともその適用の検討は必要であるとした⁹⁴。また紛争の悪化・拡大に関する申立への 297 条・298 条の適用にあたっては、悪化・拡大の主張が根底にある紛争に従たるものであるのか、それとも制限・除外規定が適用されうる独自の紛争であるのかを判断しなければならないが、手続内でなされたフィリピンの主張によれば申立 14(a)から(c)に含まれるのは独自の紛争であるとされた⁹⁵。そこで仲裁裁判所は申立が 298 条 1 項(b)に該当するか否かを検討し、セカンド・トーマス礁では一方に軍、他方に軍と準軍事的組織が対峙しており、これは典型的な「軍事的状態」であるとして裁判所の管轄権を否定した⁹⁶。

これに対して、浚渫及び建設活動については、中国自身がその軍事的性格を否定していることから、裁判所の管轄権が認められた。その上で仲裁裁判所は、紛争が紛争解決手続に係属している間には、紛争を悪化・拡大させない義務が国連海洋法条約及び一般国際法上存在するとした⁹⁷。この義務は、あくまでも係属中の具体的な紛争との関係で生じるものであるが、本件においては、第 1 に、ミステーフ礁において既成事実が作り出されたことによって仲裁判断の実施が両当事者にとって困難となり、またミステーフ礁の原状回復を不可能にする点で、第 2 に、海洋環境に対して回復不能な損害を与えた点で、そして第 3 に、地形の自然の状態に関する証拠を恒久的に破壊し、仲裁裁判所による判断をより困難にした点で紛争を悪化・拡大する行為があったと判断された⁹⁸。

⁹⁴ *Ibid.*, pp. 454-455 (para. 1156).

⁹⁵ *Ibid.*, pp. 455-456 (paras. 1157-1160).

⁹⁶ *Ibid.*, p. 456 (paras. 1161-1162).

⁹⁷ *Ibid.*, pp. 458-461 (paras. 1169-1173).

⁹⁸ *Ibid.*, pp. 462-463 (paras. 1177-1179).

(5) 両国の将来の行動（申立 15）

申立 15 においてフィリピンは、中国は国連海洋法条約上の権利・自由を尊重しなければならないとの宣言を求めていたが、仲裁判断はこの点で両国間に紛争はないとしてフィリピンの主張を退けた⁹⁹。このことについて仲裁裁判所は、本件仲裁手続における紛争は、中国またはフィリピンが他方の権利を侵害しようとして意図したことに基づくものではなく、南シナ海の海域におけるそれぞれの権利について根本的に異なる理解がもたれていたことに由来するものであると説明している¹⁰⁰。仲裁判断によれば、こうした状況における紛争解決手続の目的は、双方の権利・義務を明確化し、これによって信義誠実に従った両国間の将来の関係構築に寄与することである。

IV 比中間の紛争解決に対する仲裁判断の寄与

本稿の冒頭で既に述べたように、比中間では南シナ海に存在する多数の島嶼に対する領有権とその周辺海域における権限主張が交錯した複雑な紛争が存在していた。洋上ではスカボロー礁をめぐる対峙やスプラトリー諸島周辺海域におけるフィリピンの活動に対する中国公船の妨害など、本件の対象となった様々な事案が生じており、こうした状況の中でフィリピンは司法的な紛争解決手続を利用する道を選択することとなった。その際にフィリピンは、比中間の紛争を海域に対する権原に関する紛争として性格付けた。これは、国連海洋法条約の紛争解決手続の利用を可能とするために必要となった巧妙な訴訟戦略であったといえるが、九段線をはじめとする南シナ海における中国の主張の根拠及びその妥当性をめぐることが比中間の紛争の根底にあったことに鑑みれば、必ずしも比中間の紛争の実態を反映しない人工的な構成であったとまではいえない。仲裁裁判所はこのような紛争の性格付けを受け入れ、南シナ海における比中間の紛争は双方が自らの海域における権原について異なる理解を有しているために生じているものであり、したがって紛争解決手続を通じて権原を明確化することが紛争の解決に寄与するのであるとの立場をとった¹⁰¹。比中間の紛争が海域に対する権原に関する紛争として争われたことは、本件にとって極めて重要な意味を持っている。以下では、この点についてさらに検討に加え、そこでの考察との関係で、仲裁判断が最終的

⁹⁹ *Ibid.*, p. 468 (para. 1198).

¹⁰⁰ *Ibid.*

¹⁰¹ *Ibid.*

な紛争解決に対して持ちうる影響について検討する。

1 「海域に対する権原」に関する紛争

「海域に対する権原」(entitlement to maritime zones / maritime entitlements)は、国連海洋法条約の定める海域制度(領海、大陸棚及び排他的経済水域等)を通じて、沿岸国が海域に対する様々な権限行使を正当に行うことのできる根拠を指す概念である。国連海洋法条約は海域制度ごとに、沿岸国が海域に対する権原を有する範囲を主として領海基線からの距離を基準に定めている。海域に対する権原という概念は、特に境界未確定海域において、他国との境界画定を考慮せずに条約の権原付与規定を適用した場合の地理的範囲との関係で用いられることが多い¹⁰²。本件でフィリピンは、比中間の紛争の根底には中国が国連海洋法条約に基づかない歴史的権利に基づく主張を行っていることがあると捉え、まず申立 1 及び 2 において中国の海域に対する権原は、国連海洋法条約によって明示的に許容されているものを超えることはできないこと、そして条約の限度を超える限りにおいて条約に違反し無効であることの確認を求めた。その上でフィリピンはさらに、南シナ海に存在する個々の地形が生む海域に対する権原の明確化を求めた。すなわち、申立の中で特定された具体的な地形が領海、EEZ または大陸棚を有するか否かの判断を仲裁裁判所に求めたのである。

海域に対する権原の明確化は、本件のように国連海洋法条約に基づかない権利が主張されているというような例外的な場合を除いて、常に海洋紛争の解決のために役立つとは限らない。複数の沿岸国の海域に対する権原が重複する境界未画定海域では紛争が生じることが多いが、権原の明確化を図っても多くの場合には相対国・隣接国間で権原が重複していることが確認されるにすぎず、海洋境界画定が行われない限り、状況はほとんど変わらないことが予想されるからである¹⁰³。

¹⁰² 例えば、東シナ海における日中間の境界画定について、日本の外務省は「日中双方は、国連海洋法条約の関連規定に基づき、領海基線(注:領海の幅を測定するための基線)から 200 海里までの排他的経済水域及び大陸棚の権原(注:国際法上正当な権利行使の根拠)を有している。」と説明している(注記は原文)。外務省「東シナ海における資源開発に関する我が国の法的立場」http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/page3_001302.html (最終閲覧日: 2017 年 3 月 1 日)。

¹⁰³ ただし、南シナ海のように大小様々な島嶼が散らばっている海域については、そのいずれが EEZ・大陸棚を有するか、そしてどのように権原が重複しているかを明

中国の場合のように、海洋境界画定紛争について義務的紛争解決手続からの選択的除外（298条1項(a)(i)）が宣言されている場合には、裁判所は海洋境界画定を行わずに判断できない事項については管轄権を持たないことになり、紛争解決手続を通じたそれ以上の進展は望めない。

このような状況の中で本件仲裁手続を特徴的なものとしているのは、スプラトリー諸島にはEEZ・大陸棚を有する島は存在しないとの主張をフィリピンが行ったことである。スプラトリー諸島の周辺海域の一部はフィリピン本土（群島基線内）から200海里以内にあるが、中国の本土からは遠く離れておりその200海里以内にはない。南シナ海のこうした地理的状况に照らせば、スプラトリー諸島の周辺海域でフィリピンと中国の海域に対する権原が重複するとすれば、スプラトリー諸島の島で中国が領有権を主張するものから生じるEEZ・大陸棚との重複しかありえない。したがって、フィリピンの主張するような形で海域に対する権原が明確化されれば、海域に対する権原の重複は発生せず、海洋境界画定に関する選択的除外宣言の対象外となるとともに、フィリピンの群島基線から200海里内の海域のうち島嶼の領海外の海域はフィリピンのEEZ・大陸棚であることが確定することになる。こうした形でのフィリピンの主張の構成は、領有権主張が錯綜し、かつ中国が選択的除外宣言を行っている中で、仲裁裁判所の管轄権を成立させるための重要な訴訟戦略であったといえる。

したがって、本件仲裁手続の管轄権及び本案の双方にとって、スプラトリー諸島にEEZ・大陸棚を有する島が存在するの可否かという問題は決定的な重要性を持っていた。しかし、スプラトリー諸島に存在する最大の島であるイトゥ・アバは、長さ約1.4キロ、幅最大400メートルと必ずしも極小の地形ではなく¹⁰⁴、植生も飲み水も存在する島であり¹⁰⁵、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩」（121条3項）であることが自明であるとはいえない地形であった。仲裁裁判所がスプラトリー諸島に存在する地形の地位を判断するにあたって、これまで多くの国際裁判所が避けてきた121条3項の解釈の問題に正面から取り組み、詳細な検討を行った背景にはこうした事情がある。また、こうした仲裁判断の構造に鑑みれば、そこでの仲裁裁判所の解釈は、仲裁判断全体の説得

確化することで状況が整理され、海洋境界画定または共同開発に向けた議論の促進に繋がるという可能性も考えられる。仲裁判断前に南シナ海についてこうした可能性を論じていたものとして、Robert C. Beckman and Clive H. Schofield, "Defining EEZ Claims from Islands: A Potential South China Sea Change," *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 29 (2014), pp. 193-243.

¹⁰⁴ Award, *supra* note 2, p. 179 (para. 401).

¹⁰⁵ *Ibid.*, pp. 240-244 (paras. 584-593).

力に関わることになる。

なお、フィリピンが主張した形での海域に対する権原の明確化は、スプラトリー諸島周辺海域のうち島嶼から 12 海里外の海域におけるフィリピンの活動に対する中国の妨害及び中国の活動の違法性の問題（申立 8 及び 9）にも直結している。フィリピンの主張が認められれば、対象海域はフィリピンの EEZ・大陸棚にほかならないことになり、中国の妨害活動や資源開発活動はフィリピンの EEZ・大陸棚における無権利者の活動と位置付けられるからである。結果としてフィリピンの主張は成功し、申立 8 及び 9 についてもフィリピンの主張の大部分が認められることになった。ただし、当該海域は事後的に見れば境界未画定海域ではなかったことになるにも関わらず、仲裁裁判所は当該海域における中国の活動を自国が権利者であるとの信義誠実に従った理解に基づくものと位置付け¹⁰⁶、あらゆる活動をフィリピンの主権的権利の侵害とは評価していないことは注目に値する。

2 南シナ海紛争の「最終的な解決」に向けた寄与

フィリピンが仲裁裁判所に付託する紛争を海域に対する権原に関する紛争として性格付けたことは、フィリピンの求めていた判断が南シナ海紛争の全体像にとっては中間判決的なものであることを意味していた。仲裁判断がいかなる内容のものとなろうとも海洋地形に対する領有権の問題は残り、また判断の内容次第では両国間で海洋境界画定が必要な海域が残る可能性があったからである。したがって比中間ではいずれにせよ、明確化された海域に対する権原をもとに、さらに交渉その他の平和的紛争解決手段を通じて、問題全体の解決に向けた努力が継続されることが想定されている。これに対して中国は、仲裁裁判所の管轄権に対して異議を申し立てる中で、仲裁手続が両国間の紛争に最終的に決着をつけるものであるかのように「最終的な解決」は二国間の交渉により行われるべきことを主張していた。こうした理解は南シナ海紛争の中での本仲裁手続の役割を誤解するものというほかない¹⁰⁷。

ただし、中国が南シナ海紛争の中での国連海洋法条約上の紛争解決手続の役割について極めて否定的な立場をとる中で、仲裁判断による海域に対する権原の明確化が本当に紛争の解決に寄与するののかという問題は存在する。国際裁判所の判決・判断を執行する手段はないことから、仲裁判断の履行は当事国の意思にかか

¹⁰⁶ *Ibid.*, p. 281 (para. 704).

¹⁰⁷ 岩月直樹「南シナ海仲裁裁判と国際紛争の平和的解決」法学教室 435 号（2016 年）55 - 56 頁。

っているという意味で、この問題は本質的には国際政治の問題である。しかし、①仲裁判断が海洋資源の共同開発という選択肢を遠ざけるものとなり、比中両国にとって今後の選択肢を限定するものであること、そして②仲裁判断が行った権原の明確化のうち、島を基点とする EEZ・大陸棚の否定については、特に中国に対する説得力に限界があることの 2 点は、今後の紛争解決にとって重要な点として指摘することができる。

(1) 共同資源開発による紛争の解決・棚上げの排除

仲裁判断を前提とすれば、比中間における海洋資源の共同開発は基本的に考えられないことになる。この点で両国が今後とることのできる選択肢は大幅に狭まった。かつては海洋資源の共同開発が南シナ海における紛争の解決または棚上げに向けた有力な方策として議論されていたが¹⁰⁸、仲裁判断の結論によればスプラトリー諸島周辺海域においてフィリピンと中国の EEZ・大陸棚海域に対する権原に重複はなく、共同開発を行う前提に欠けることになるからである¹⁰⁹。問題は、共同開発という選択肢の排除が国際法に照らして進むべき道を明らかにするという形で両国間の紛争解決を促進させるか、あるいは両国間の交渉の余地を狭めるものとなるかである。仲裁判断が今後、南シナ海に関する比中間の紛争の現実においてどのような役割を果たすことになるのかは、この点にかかることになる。

なお、仲裁判断は仲裁手続の両当事国を拘束するものであり、海域に対する権原の問題について比中が事後的に仲裁判断とは異なる合意を行うことはできない

¹⁰⁸ 南シナ海紛争の解決方法として共同開発に中国が言及した例として、例えば、Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, "Foreign Minister Wang Yi: Solving Nansha Disputes Can Be Worked Along Three Lines at the Same Time" (3 August 2013), accessed 1 March 2017 at http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/wjb_663304/zzjg_663340/yzs_663350/gjlb_663354/2787_663568/2789_663572/t1065514.shtml. 学説における議論として、Mark J. Valencia *et al.*, *Sharing the Resources of the South China Sea* (University of Hawaii Press, 1999); Robert Beckman *et al.* (eds.), *Beyond Territorial Disputes in the South China Sea: Legal Frameworks for the Joint Development of Hydrocarbon Resources* (Edward Elgar, 2013); Wu Shicun *et al.* (eds.), *Recent Developments in the South China Sea Dispute: The Prospect of a Joint Development Regime* (Routledge, 2014).

¹⁰⁹ 中国が領有する地形の領海とフィリピンの EEZ に跨がる海底資源が存在する場合には、当該資源の開発についてユニット化協定 (unitization agreement) を締結することは考えられるが、その地理的範囲は限定的なものとなる。

ことには注意を要する。この点、海洋境界画定紛争の場合には、両国が事後的に交渉を行い、判決内容を修正する形で最終的な境界線に合意することを妨げるものは何もない。海洋境界画定条約の締結後でさえ、両国間の合意に基づいて一方の EEZ・大陸棚の海域を他方に移転することは、合意に基づく陸上領土の譲渡・交換と同様に可能であるからである。しかし本件では、仲裁裁判所がその管轄権を認めることができたのは、海域に対する権原の問題が「客観的」に評価可能な問題として捉えられたからであり¹¹⁰、この評価は当事者であるフィリピンと中国を拘束する。判決によって付与された権利を事後的に交換する場合と異なり、仲裁判断に従う限りはフィリピンも今後スプラトリー諸島の地形から EEZ・大陸棚を主張することはできない。

したがって、比中間で海洋資源開発に関する妥協が今後成立するとすれば、仲裁判断そのものを棚上げするか、仲裁判断を前提としてフィリピンの EEZ・大陸棚における資源開発に中国の参加を認めるという形をとらざるをえない。こうした展開は全く考えられないわけではない。しかし、主張が全面的に認められたフィリピンにとって、仲裁判断そのものを完全に棚上げすることは、他に魅力的な提案が中国からなされない限り現実的な選択肢となるとは考えにくい。また、フィリピンは、仲裁手続における訴訟戦略としてスプラトリー諸島の地形に EEZ・大陸棚を有するものはないとの主張を行ったことで、自らが南シナ海に所在する地形を基点として EEZ・大陸棚を主張する可能性も排除するという犠牲を払っている。最終的にフィリピンの EEZ・大陸棚の資源開発に中国の参加を認めるのであれば、最初からスプラトリー諸島の地形からの EEZ・大陸棚の存在を前提として、より広い範囲を対象とした共同開発の方法を模索することがフィリピンの国益に適うものであったのではないかと批判も生じることになる。

(2) 島を基点とする EEZ・大陸棚の否定

比中間の紛争解決に対する仲裁判断の寄与が海域に対する権原の明確化であるとするれば、仲裁裁判所の提示した形での権原の明確化が十分に説得力を有するか否かは重要な問題である。この点、九段線内の海域に対する歴史的権利の主張については、国際法上の正当化が可能であるとする見解は中国の論者を除いてそもそも僅かであった¹¹¹。この点に関する仲裁裁判所の判断も、概ね従来の学説にお

¹¹⁰ 玉田「前掲論文」(注 16) 154 - 155 頁。

¹¹¹ 仲裁判断以前に九段線に対する中国の主張の評価について検討したものとして、Florian Dupuy and Pierre-Marie Dupuy, "A Legal Analysis of China's Historic Rights in the South China Sea," *American Journal of International Law*, Vol. 107

ける議論に沿うものであり、中国の立場をなお説得的に擁護することは困難であると考えられる¹¹²。他方で、仲裁判断にとって鍵となった判断である「スプラトリー諸島には EEZ・大陸棚を有する島は存在しない」という点については、次節で検討するように、様々な点で異論もありうる。また、仲裁判断の示した 121 条の解釈は一つの解釈であるとしても、そこで示された解釈が国家実行と乖離した厳格な基準を採用するものであった点は、中国に対する仲裁判断の説得力を削ぐ要素として作用することになると考えられる。

国家実行上は、仲裁判断で示された基準を充たさない地形を基準とした EEZ・大陸棚の設定はむしろ一般的である。沖ノ鳥島を基点とした日本の EEZ・大陸棚は学説上しばしば批判を受けているものの¹¹³、米国も太平洋の遠隔離島において

(2013), pp. 124-141; Robert Beckman, “The UN Convention on the Law of the Sea and the Maritime Disputes in the South China Sea,” *American Journal of International Law*, Vol. 107 (2013), pp. 142-163。中国の論者による検討として、Zhiguo Gao and Bing Bing Jia, “The Nine-Dash Line in the South Sea: History, Status, and Implications,” *American Journal of International Law*, Vol. 107 (2013), pp. 99-124; Zou Keyuan, “The Chinese Traditional Maritime Boundary Line in the South China Sea and its Legal Consequences,” in Zou Keyuan, *Law of the Sea in East Asia: Issues and Prospects* (Routledge, 2005), pp. 47-60.

¹¹² ただし、仲裁判断が国連海洋法条約以前から存在した 200 海里内の伝統的漁業権は EEZ 制度の導入によってすべて上書きされたとし、一般論として EEZ 内における伝統的漁業権の存続を認めない点については議論の余地がありうる。仲裁裁判所は、国連海洋法条約の海域制度の包括性と EEZ 制度の内容を理由としているが、領海について例外的な権利の存続を認める以上、条約上の海域制度の包括性が理由となるのかには疑問がある。また、仲裁判断が手がかりとする 62 条 3 項についても、従前の一般的な漁業実績を問題とする規定のようにも読め、例外的なものとして確立していた歴史的権利まで排除する趣旨を読み込むことができるのかという問題がある。さらに、歴史的権利を排他的権利に限定していることについても異論がありえよう。これらの点についても十分な考察が必要であるが、本稿では紙幅の都合上、以下では 121 条の解釈に関する問題に論点を絞って検討を行っている。なお、歴史的権利に関する仲裁判断の論理構成について検討したものとして、兼原敦子「南シナ海仲裁判断（本案）にみる国際法の妥当性の論理」国際問題 No. 659（2017 年）25 - 36 頁参照。

¹¹³ Guifang Xue, “How Much Can a Rock Get?: A Reflection From the Okinotorishima Rocks,” in Myron H. Nordquist (eds.), *The Law of the Sea Convention: US Accession and Globalization* (Martinus Nijhoff, 2012), pp. 341-368; Yann-huei Song, “Okinotorishima: A ‘Rock’ or an ‘Island’? Recent Maritime

極めて小さな地形を基点とした EEZ・大陸棚を設定しているなど¹¹⁴、必ずしも突出した実行ではない。オーストラリアのミドルトン礁やエリザベス礁などのように、極めて小さな無人島を基点として大陸棚の延長を行った例もあるが、異議を申し立てた国はないといわれている¹¹⁵。もちろん、仲裁裁判所もこうした国家実行のあり方は認識していると思われ、関連する国家実行は事後の実行として 121 条 3 項の解釈を確立するものではないと明示的に述べている¹¹⁶。仲裁判断の立場から見れば、国連海洋法条約上の基準を満たさない島から EEZ・大陸棚を主張する事態が国家実行上は蔓延しているにすぎないということであり、理論的にはこうした評価も十分にありうる。しかし、国家実行の趨勢において各国が採用していない基準によって判断がなされたことで、中国が不公平感を募らせるであろうことは容易に想定できる。この点で、これまで内容が不明瞭であった 121 条について積極的に解釈を示してまで権原の明確化を図ったことが紛争の解決に資するかについては疑問もあり、この点が今後の展開に及ぼす影響が注目される。

ただし、121 条 3 項の解釈について仲裁判断が踏み込んだ解釈を示すことができた背景として、フィリピンのみならず中国も同規定について制限的な解釈をとるものと仲裁裁判所が理解していたことは重要である¹¹⁷。特に仲裁判断は、大陸棚限界委員会に対する日本の延長大陸棚申請が沖ノ鳥島を基点としていることに異議を申し立てた中国の口上書について、中国の 121 条 3 項の解釈を示すものとして詳細に検討している¹¹⁸。中国側から仲裁裁判所が採用した 121 条 3 項の解釈について今後反論があるとすれば、沖ノ鳥島に関する中国の主張との整合性は重要な論点となる。

Boundary Controversy between Japan and Taiwan/China” in Seoung-Yong Hong and Jon M. van Dyke (eds.), *Maritime Boundary Disputes, Settlement Processes, and the Law of the Sea* (Martinus Nijhoff, 2009), pp. 145-176.

¹¹⁴ 全ての島を EEZ・大陸棚の基点とする米国の実行との関係で北西ハワイ諸島の島嶼を具体的に検討するものとして、Jon M. Van Dyke *et al.*, “The Exclusive Economic Zone of the Northwestern Hawaiian Islands: When Do Uninhabited Islands Generate an EEZ?,” *San Diego Law Review*, Vol. 25 (1998), pp. 425-292.

¹¹⁵ 加々美康彦「北西ハワイ諸島における海洋保護区の系譜—海洋法条約第 121 条の解釈と実際」松井ほか編『前掲書』（注 7）305 頁。

¹¹⁶ Award, *supra* note 2, pp. 231-232 (paras. 552-553).

¹¹⁷ *Ibid.*, *supra* note 2, p. 199 (para. 458). ただし、仲裁裁判所の理解によれば、中国はスカボロー礁は EEZ・大陸棚を有するとの立場をとっており、太平島についても同様の立場を示唆している。*Ibid.*, pp. 201-202, 202-203 (paras. 465, 467-468).

¹¹⁸ *Ibid.*, pp. 197-199 (paras. 451-458).

3 仲裁判断における 121 条の解釈

前述のように、「海域に対する権原をめぐる紛争」としての本件において、南シナ海の地形の中に EEZ・大陸棚に対する権原を生むものはあるのかという問題は、裁判所の管轄権の成立にとっても、中国の活動の評価にとっても、極めて重要な位置を占めるものであった。そのため仲裁判断は島の制度に関する 121 条の解釈に正面から取り組み、国際裁判所として初めてその詳細な解釈を示した。この規定は「争いと混乱のための完全なレシピ」と評されたこともあり¹¹⁹、国際裁判においてもその解釈については明確な判断がなされてこなかった¹²⁰。121 条の規定については様々な論点が存在するが、主に議論されてきたのは、島と岩の概念は相互にいかなる関係にあるのか、そして 3 項の適用対象はいかなるものかという点である。仲裁判断はこの両者について明確な解釈を示したが、前述の通り、その理由付けには十分に説得力を有するか疑問が残る点もある。そこで以下では、121 条の解釈に関する仲裁裁判所の判示について、さらに検討する。

(1) 島（1 項）と岩（3 項）の関係

国連海洋法条約 121 条は、1 項で「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものという」として「島」を定義する。2 項は、3 項に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、EEZ 及び大陸棚は「他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される」と規定し、3 項は「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」とする。

1 項で定義されている島と 3 項に規定されている岩との関係については、岩とは島の一種であるのか、それとも島とは全く独立の概念であるのかが問題となる。島と岩とは相互に排他的な概念であるとすれば、1 項で定義されている島に該当

¹¹⁹ E. D. Brown, “Rockall and the Limits of National Jurisdiction of the United Kingdom: Part I,” *Marine Policy*, Vol. 2 (1978), p. 206.

¹²⁰ この背景には、島が EEZ・大陸棚に対する権原の重複を生じさせる唯一の基点ではない場合や、紛争の当事国間がいずれも島を基点とした EEZ・大陸棚を主張していない場合など、海洋境界画定事件において問題の海域に島が存在する場合であっても、多くの場合には 121 条 3 項の解釈に立ち入らずに事案の処理が可能であることがある。Alex G. Oude Elferink, “Clarifying Article 121(3) of the Law of the Sea Convention: The Limits Set by the Nature of the International Legal Processes,” *IBRU Boundary and Security Bulletin*, Vol. 6(2) (1998), p. 63.

するものは2項の下でEEZ・大陸棚を有することになる。そして3項は島とは無関係な岩に関する規定ということになるから、その適用対象が不明瞭であるとしても、島がEEZ・大陸棚を有するか否かの問題には影響がないことになる¹²¹。これに対して、学説における多数説は岩とは島の一種であり、121条3項は1項に対する例外規定であると理解してきた¹²²。国際司法裁判所における「領土及び海洋紛争事件（ニカラグア対コロンビア）」の2012年判決も、こうした解釈を採用するものと理解することができる。この判決では、領有権が争われていたキタスエニヨ（Quitasueño）が低潮高地であるのか島であるのかが争点となったが、裁判所はキタスエニヨのQS32と呼ばれる地形は高潮時にも海面上にあるとして121条1項の定義を充たす島であると結論づけた¹²³。しかし判決は同時に、QS32は人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない岩であり、121条3項によればEEZ・大陸棚を持たないとしている¹²⁴。この2つの判示を整合的に捉えるためには、判決が岩を島の一種であると考えていると理解するほかない¹²⁵。しかし、この事件ではキタスエニヨがEEZ・大陸棚を有するか否かは特に争点ではなかったため、岩とその他の島との区別について踏み込んだ判断はなされなかった。

仲裁判断は独自の用語法として、高潮時に水面上にある陸地（1項）を「高潮地形」、人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩（3項）を単に「岩」、そして岩ではない高潮地形を「完全な権原を有する島（fully entitled

¹²¹ 日本政府は、国会答弁においてこの立場に立つものと理解できる解釈を示したことがある。145回国会・衆議院建設委員会会議録8号22頁参照。

¹²² 河鍊洙「国際法における「島」の法的地位に関する一考察——国連海洋法条約第122条の検討を中心に——」龍谷法学34巻3号（2001年）63頁。Robert Kolb, “L’interprétation de l’article 121, paragraphe 3, de la convention de Montego Bay sur le droit de la mer : les « rochers qui ne se prêtent pas à l’habitation humaine ou à une vie économique propre... », ” *Annuaire Français de Droit International*, Vol. 40 (1994), p. 904; David Anderson, “Islands and Rocks in the Modern Law of the Sea” in Nordquist (eds.), *supra* note 113, p. 310.

¹²³ *Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia)*, Judgment, ICJ Reports 2012, p. 692 (para. 181).

¹²⁴ *Ibid.*, p. 713 (para. 238).

¹²⁵ Yoshifumi Tanaka, “Reflections on the Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Colombia before the International Court of Justice,” *Leiden Journal of International Law*, Vol. 26 (2013), p. 911.

island)」と呼んでいる¹²⁶。そして高潮地形を「岩」と「完全な権原を有する島」の2つに区分できるとしており¹²⁷、国際司法裁判所と同様に岩は島の一種であるという立場をとるものと理解できる。さらに、本判断の整理によれば、EEZ・大陸棚を有する岩の存在は想定されないことから、3項の規定内容は岩の定義として捉えられているといえる。この点、121条3項は、岩を定義する規定とも、岩を人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできるものとできないものに分類する規定とも読むことが可能である¹²⁸。前述の国際司法裁判所の判決がどちらの理解を採用するものであるかは、当該判決から読み取ることはできなかったが、本判断では明確に3項の規定内容を充たすものが岩であるとの立場がとられている。この点で、仲裁判断は121条の全体構造について、従来の先例を踏まえた上でさらに新たな立場を示すものといえる。

もっとも、仲裁判断が採用する以上のような121条の構造の理解については、用語の整理の際に論点が先取りされており、必ずしも十分な説明がなされていない¹²⁹。仲裁判断は3項について、EEZ・大陸棚に対する権原を制限する趣旨であると捉えており、この点で3項を1項の例外と位置付けることには確かに説得力がある。他方で、仲裁判断が3項を岩の定義として捉えていることについては、ほとんど説明がない。この点については、強いていえば、仲裁判断が3項の規定内容を特定する作業の中で、岩の材質に限定はないこと¹³⁰、そして大きさによる限定はないこと¹³¹を指摘している点が、3項の規定内容以外の基準による島と岩の区別を否定する理由付けにもなっている。前者の点に関する判断は、学説における多数説及び国際司法裁判所の判決とも一致している¹³²。しかしながら、大き

¹²⁶ Award, *supra* note 2, p. 176 (para. 390).

¹²⁷ *Ibid.*

¹²⁸ Clive R. Symmons, "Maritime Zones from Islands and Rocks," in S. Jayakumar *et al.* (eds.), *The South China Sea Disputes and Law of the Sea* (Edward Elgar, 2014), p. 97; Anderson, *supra* note 122, p. 310.

¹²⁹ 岩について積極的な定義を行わなかったことを仲裁判断における121条の解釈で注目すべき点の一つとして挙げるものとして、許淑娟「国際法上の島の定義と国際法制度—南シナ海仲裁と沖ノ鳥島をめぐる日本の対応を中心に」論究ジュリスト19号(2016年)19頁。

¹³⁰ Award, *supra* note 2, pp. 205-206 (paras. 479-482).

¹³¹ *Ibid.*, pp. 226-227 (para. 538).

¹³² Barbara Kwiatkowska and Alfred H. Soons, "Entitlement to Maritime Areas of Rocks Which Cannot Sustain Human Habitation or Economic Life of their Own," *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 21 (1990), pp. 151-153; Hiran W.

さがそれ自体としては岩であるかの基準となりえないとする仲裁判断の解釈には疑問がある。この理由として仲裁裁判所は、条約の起草過程において高潮地形には様々なものがあると考えられていたこと、そして特に大きさによって島または岩を定義または分類する試みはすべて採用されなかったことを挙げている¹³³。しかしながら、エルフエリンクも指摘するように、そもそも用語の通常の意味として「岩」には大きさに関する含意があるとの理解も可能であり、また起草過程において大きさによる区分を設けた提案が全て採用されなかったことは、大きさによる区別を行うこと自体が否定されたことと同じではない¹³⁴。仲裁判断は「国際法上、地形が島であると判断されるために有すべき最小の大きさを規定していない」とする国際司法裁判所の判示も引用しているが¹³⁵、問題となっているのは岩であると判断されるために最大の大きさがあるのかという点であり、島の大きさに下限がないこととは無関係である。その基準は必ずしも明確ではないとしても、相当の大きさの地形についてはおよそ岩に該当しないとの解釈までも成り立たないとする点では、仲裁判断の内容には異論がありうる。このように、3項の規定内容を明らかにする前に、まず岩そのものの定義を問題とすべきとの立場からは、仲裁判断が採用した「岩」及び「完全な権原を有する島」の二分法にも問題があるということになろう。

(2) 3項の規定内容

仲裁判断は、121条3項の要件である「人間の居住」及び「独自の経済的生活」の具体的な内容についても詳しく検討し、導き出された基準を適用して南シナ海の具体的な地形の地位を判断した。そこで示された解釈は、島からのEEZ・大陸棚の設定に関する国家実行を基準とすれば、極めて高い閾値を採用するものといえる。国家実行との隔たりに鑑みれば、仲裁判断が示した基準が直ちに国際社会

Jayewardene, *The Regime of Islands in International Law* (Martinus Nijhoff, 1990), p. 6; Johnathan L. Charney, "Rocks that Cannot Sustain Human Habitation," *American Journal of International Law*, Vol. 93(4), pp. 869-870; Nicaragua v. Colombia, *supra* note 123, p. 645 (para. 37). 地質的な基準と理解しつつ、その趣旨に疑問を示すものとして、Clive R. Symmons, *The Maritime Zones of Islands in International Law* (Martinus Nijhoff, 1979), p. 56.

¹³³ Award, *supra* note 2, pp. 225-226 (paras. 537-538).

¹³⁴ Alex G. Oude Elferink, "The South China Sea Arbitration's Interpretation of Article 121(3) of the LOSC: A Disquieting First," accessed 1 March 2017 at <http://site.uit.no/jclos/files/2016/09/The-South-China-Sea-Arbitrations-Interpretation-of-Article-1213-of-the-LOSC-A-Disquieting-First.pdf>.

¹³⁵ Award, *supra* note 2, pp. 226-227 (para. 538).

で定着するとは考えにくい。しかし、仲裁裁判所が今回初めて一定の明確な立場に立つ詳細な解釈を示したことで、121 条 3 項の解釈に関する今後の議論は仲裁裁判所による解釈の当否を中心に展開することになるであろう。その中でも特に論点となると思われるのは、①121 条の解釈を EEZ 制度の趣旨との関係において捉え、島に定住する人間との関係において「人間の居住」及び「独自の経済的生活」の内容を特定していることの評価、②「人間の居住」に高い閾値を要求していることの当否、そして③「独自の経済的活動」を島に定住する人間との関係において捉えていることの当否である。

仲裁判断における 121 条の解釈の根底にあるのは、島が EEZ を有するためには海洋資源に対する主権的権利を付与するだけの実態が必要なのであり、それゆえ、その島に安定的な人間の共同体が存在するか、その島で完結的な経済活動が行われていることが要求されているという理解である¹³⁶。しかし、EEZ 制度が導入された最大の理由として沿岸国による海洋資源に対する主張があったことはもちろん否定できないものの¹³⁷、現行の EEZ 制度は海洋資源の独占権を保障するだけの制度ではない。海洋生物資源に対する主権的権利にはその管理・保存義務が表裏一体のものとして付随しており、また EEZ において沿岸国は海洋環境保護のための管轄権等も有している。また海洋資源の独占という面だけを捉えても、沿岸国が EEZ 内の海洋資源からの利益の受益者として想定されており、沿岸域の住民のための制度として捉えられてきたわけではない¹³⁸。このことを踏まえれば、121 条 3 項の解釈を EEZ の制度趣旨と関連付けた仲裁判断のアプローチ自体は説得的なものであるとしても、こうしたアプローチの採用は必然的に「人間の居住」及び「独自の経済的生活」を「その島を故郷とする人々」との関係においてのみ

¹³⁶ Award, *supra* note 2, pp. 215-218 (paras. 512-520). なお、仲裁判断の 121 条 3 項は EEZ 及び大陸棚の両方に関係する規定であるが、仲裁判断の理由付けは専ら EEZ との関係でなされている。大陸棚も 200 海里までは距離基準で権原が付与されていることに鑑みれば、「小さな地形が巨大な海域を生み出す不公正さ・不衡平さという意味では、変わりがない」（許「前掲論文」（注 129）19 頁）ともいえるものの、沿岸国に利益がもたらされる態様については違いもあり、大陸棚との関係でも仲裁判断の理由付けが成立するのかについては、なお慎重な検討が必要に思われる。

¹³⁷ 排他的経済水域制度の形成過程については、David Joseph Attard, *The Exclusive Economic Zone in International Law* (Clarendon Press, 1987), pp. 1-31 参照。

¹³⁸ 仲裁判断もこの点については注意深く論じているものの（Award, *supra* note 2, p. 217 (para. 517)）、最終的には島に「居住」する人と EEZ の導入による利益を結びつけている（Award, *supra* note 2, p. 218 (para. 520)）。

捉えることに繋がるものではなく、この点で仲裁裁判所の論理には説明が不十分な部分が残っているように思われる。

上記の点は、「人間の居住」について、居住者が地形の自然な人口を構成するといえるような、安定的な人の共同体の一時的ではない居住という高い閾値が示されていることとも関係する。仲裁判断によれば、「人間の居住」を維持できるといえるためには、人間の定住に適した状況であることが必要であり、単に生き残ることができるだけでは足りない¹³⁹。仲裁判断がこのような解釈を採用する主たる根拠は「居住 (habitation)」という用語の通常の意味である¹⁴⁰。とりわけ、121 条の文言はより具体的な基準で合意することが不可能であったがゆえに意図的に曖昧に残されたものであるとの指摘もある中で¹⁴¹、「居住」という用語の辞書的な意味から極めて具体的な意味内容を引き出していることについては、異論がありうるように思われる。学説上も「人間の居住」について、より低い閾値を採用する見解が主張されてきた¹⁴²。

「独自の経済的生活」についても、仲裁判断は同様のアプローチによってその意味内容を特定している。仲裁判断は「生活 (life)」の語の通常の意味として、資源が存在するだけでは不十分であり、資源を開発するための一定の現地の人間活動が必要であるとしている¹⁴³。また、経済的活動は「維持」の時間的要素と合わせて読まなければならない、単発の取引や短期的な事業はこれにあたらないともしている。さらに、「独自の」の要素からは、外部からの資源からの供給または現地人口の関与なくなされる採掘活動の対象となるだけではなく、独立して経済活動を維持することが要求されるともする¹⁴⁴。こうした文言解釈はそれ自体として理解できなくはないが、仲裁判断は最終的に「独自の経済的活動」は「人間の居住」とリンクしており、通常は地形に居住する人間の生活・生計であるとして

¹³⁹ Award, *supra* note 2, p. 208 (para. 489).

¹⁴⁰ *Ibid.*, pp. 208-209 (paras. 488-492).

¹⁴¹ Myron H. Nordquist, "Textual Interpretation of Article 121 in the UN Convention on the Law of the Sea," in Holger P. Hestermeyer *et al.* (eds.), *Coexistence, Cooperation and Solidarity: Liber Amicorum Rüdiger Wolfrum* (Martinus Nijhoff, 2012), Vol. 1, pp. 1034-1035.

¹⁴² 例えば、ヤン・マイエンにおける公務員の駐在が人間の居住に該当するとするものとして、Kwiatkowska and Soons, *supra* note 132, p. 164. また起草過程上は人間が恒常的に居住することは要求されていないと指摘するものとして、Charney, *supra* note 132, p. 868.

¹⁴³ Award, *supra* note 2, p. 211 (para. 499).

¹⁴⁴ *Ibid.*, pp. 211-212 (para. 500).

いる¹⁴⁵。こうした結論に裁判所が至るまでの論理展開は必ずしも明らかではない。「人間の居住」と「独自の経済的生活」はいずれかを充たせばよい選択的な要件であるとされており¹⁴⁶、そうであるとすれば仲裁判断における「独自の経済的生活」の解釈は、この要件に独立の意義を認めないこととなる点で独立の2つの要件を有する条文の解釈として疑問がある。

V おわりに

海域に対する権原の明確化が比中間の紛争解決における自らの役割であるとした仲裁裁判所は、その前提として両当事者が信義誠実 (good faith) に従って行動しているとの前提を置いている。中国が仲裁手続を欠席した本件においては、この点はとりわけ強調されている¹⁴⁷。こうした捉え方がこれまでの中国の権利主張の実態に即していたのかについては様々な評価があると思われるが、いずれにせよ、仲裁判断によって両国の海域に対する権原が明確化された今後については、より直接に中国が国連海洋法条約の枠組みの下で行動する意思を有するのかが問われることになる。

国連海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁裁判所の仲裁判断は最終的なものであり、紛争当事者は当該仲裁判断に従うことが義務付けられている (附属書Ⅶ、11条)。この義務は紛争解決手続の結果である「拘束力を有する決定」の内容が正しいから生じるというよりも、国連海洋法条約が第15部において義務的な紛争解決手続を設けていることの制度的な帰結として理解すべきものであると考えられる。したがって、本稿でその一端を指摘したように仲裁判断の内容には異論がありうるとしても、そのことが仲裁裁判所の判断に従わないことを正当化できるわけではない。

¹⁴⁵ *Ibid.*, p. 228 (para. 543).

¹⁴⁶ *Ibid.*, p. 228 (para. 544).

¹⁴⁷ 例えば、仲裁判断は海域における活動の違法性の認定にあたり、中国は南シナ海における権利主張と活動の実施について国際法上の問題を認識しながらもこれを無視して行っているのではなく、海域に対する国際法上の権利を有すると信じて行動していたものとの前提を置いて判断を行っている。*Ibid.*, p. 281 (para. 704). この前提は、中国が国連海洋法条約上のフィリピンの権利・自由の尊重し、自国の条約上の義務を遵守しなくてはならないとの宣言を求めた申立15について、仲裁裁判所がこの点で両当事者間に紛争はないと判断したことにも現れている。*Ibid.*, p. 468 (para. 1198).

しかし、中国が仲裁判断は不当であるとの立場をとるのであれば、その理由を示して対話を行うことが、比中間の今後の紛争解決に向けた、せめてもの第一歩となるであろう。中国はこれまでのところ仲裁裁判所の管轄権について反論を行ってきたが、独自の見解及び政策的立場を示すのみで、フィリピンの付託した紛争は領域紛争とも境界画定紛争とも異なる「海域に対する権原に関する紛争」であるから仲裁裁判所は管轄権を有するとの判断に対して、国際法の観点から意味のある反論となっていない¹⁴⁸。そして本案に関する仲裁判断が下されたのちも反論は管轄権の問題に集中しており、本案に関する判断への評価・反論はほとんどなされていない。南シナ海事件の本案に関する仲裁裁判所の判断は本稿で取り上げることのできた 121 条の解釈に関する論点以外にも十分に論じられるべき論点を多く含んでおり、今後はこれらの問題について議論がなされることが期待される。

(本稿は JSPS 科研費 16K13320、15H03294 及び 15H01936 によるの研究成果の一部を含む。)

(にしもと けんたろう)

¹⁴⁸ 吉田「前掲論文」(注 16) 67 頁。